

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成30年6月25日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地, 用途及び構造

(1) 所在地 京都市西京区大枝中山町3-153, 3-225

(2) 用途 一戸建て住宅

(3) 構造 鉄骨造及び木造3階建て

2 命令を受けた者の住所及び氏名

(1) 住所 京都市西京区大枝中山町3番地153

(2) 氏名 星野 真一

3 命令年月日

平成30年6月19日

4 命令の内容

工事の施工を停止すること。

5 根拠条項

建築基準法第9条第10項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)